

# 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

2026年3月

JCHO 横浜中央病院

## プロトコルの基本事項

処方変更においては薬剤師法第23条第2項で医師の同意が必要となるが、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知（医政発0430第1号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進」を踏まえ、院外処方せんに係る疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」にて変更可能とする。本プロトコルの運用には、プロトコルの趣旨や詳細について十分理解した上で、病院と薬局とで合意書を交わすことを必須条件とする。但し、必要に応じての直接照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

## プロトコル運用の流れ

1. JCHO 横浜中央病院と保険薬局とで合意書（※添付1）を交わす。  
（毎月20日までの受付分は翌月1日より運用開始とする）
2. 変更調剤が必要な場合、プロトコルの適用範囲内であれば、疑義照会せずに処方を変更する。
3. 変更内容を事前合意プロトコル専用報告書（※添付2）に記入し薬剤部へFAXする。

## プロトコルの原則

- 服用方法・安全性・価格等について十分な説明を行い、患者同意が得られた場合に限る。
- 「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合には利用できない。
- 処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- 変更製剤の適応症、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 麻薬、覚醒剤原料、抗悪性腫瘍薬については本プロトコルの対象としない。
- 判断に悩む場合は薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること。
- 院外処方箋の表記については、当院電子カルテのマスターの関係から変更が行われない場合があります。

## プロトコルの対象とルール

### ① 成分名が同一の銘柄変更

- ✓ 先発医薬品間の変更を可能とする。
- ✓ 後発品から先発品への変更（流通の問題で、該当医薬品が入手困難な場合に限る）を可能とする。

※価格の面で患者に十分説明し同意を得ること

- ✓ 経過措置などによる一般名への変更による名称変更を可能とする。
- ✓ 外用剤においても先発品間、後発品から先発品への変更を可能とする。※ただし基剤が同一であること

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg、アレンドロン酸錠 35mg

例：マグラックス錠 330mg → 酸化マグネシウム錠 330mg

### ② 内用薬の剤形変更

- ✓ 類似する別剤形（カプセル⇔錠剤、錠剤⇔OD錠など）に限り変更を可能とする。
- ✓ 服薬状況等の理由により処方薬剤を半割や粉碎する（保険請求を伴わない）、あるいはその逆の変更を可能とする。

※安定性のデータに留意すること

- ◆ 錠剤⇔徐放錠など、薬物動態が異なる薬剤変更は疑義照会を必要とする。
- ◆ 錠剤から散剤、錠剤から水剤など類似しない別剤型への変更の場合は疑義照会を必要とする。
- ◆ 塗布剤（軟膏⇔クリーム等）・貼付剤（パップ剤⇔テープ剤）の基剤変更は疑義照会を必要とする。

例：プロチゾラム OD錠 0.25mg 「サワイ」 → レンドルミンD錠 0.25mg、

プロチゾラム錠 0.25mg 「JG」、レンドルミン錠 0.25mg

※一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします（先発、後発は問いません）。

- A) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊剤）
- B) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）
- C) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

### ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ✓ 薬物動態を考慮し、安定性／利便性が向上する場合のみ別規格の医薬品へ処方変更を可能とする。

※ただし、服用量の調節を指示している場合もあるため患者からの聞き取りをおこなう

例：ワーファリン錠 1mg 0.5錠 → ワーファリン錠 0.5mg 1錠

- ✓ 上記と同様の条件で規格追加（1mg\_2.5錠→1mg\_2錠+0.5mg\_1錠）も変更可能とする。

例：ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠 + 0.5mg 1錠

- ✓ 貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ変更を可能とする。

例：マイザー軟膏 0.05%(5g) 2本 → マイザー軟膏 0.05%(10g) 1本

例：インドメタシンパップ 70mg(7枚入り)×5袋 → 70mg(5枚入り)×7袋

- ✓ 患者希望によるフレーバー変更も可能とする。

例：カリメート経口液 20%(アップルフレーバー) → (オレンジフレーバー)

#### ④ 配合剤への変更

- ✓ 服用歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ（同一成分および含有量）に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること。

例：(薬歴上) ミカムロ配合錠 AP 1錠

(今回) ミカルディス錠 40mg 1錠 + アムロジピン OD 錠 5mg 1錠

→ ミカムロ配合錠 AP 1錠

#### ⑤ 取決め範囲内での日数短縮（残薬調整）

- ✓ 薬局において残薬が確認された場合、次回処方日まで処方箋の日数を減数することに限り変更可能とする。ただし、次回受診日丁度ではなく、ある程度余裕をもって減数（次回処方漏れ防止のため処方日数は最低でも1日分残し削除はしない）すること。

例：バイアスピリン錠 100mg 1錠 14日分 → 1日分（次回外来まで十分量残あり）

- ✓ 上記と同じ理由で、外用剤の用量の減量も変更可能とする。
- ◆ 投与日数の延長、医薬品の追加については変更不可であり、疑義照会を必要とする。
- ◆ 明らかなコンプライアンス不良により残薬がある場合は、疑義照会でコンプライアンス不良の原因も報告し減数すること。

#### ⑥ 明らかな日数間違い

- ✓ 添付文書上「週1回」など明記されている薬剤で、明らかな日数間違いの場合、変更を可能とする。

例：ベネット錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠分 1起床時 14日分 → 2日分

(他の処方薬が14日分処方)

- ◆ 「1日おき」「週3日 月水金」などコメントがあるが日数がそうではない場合は、コメント入力間違いの可能性があるので疑義照会を必要とする。

⑦ その他、疑義照会を必要とする内容

- ◆ 薬物相互作用や同種同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合の薬剤削除、用法変更
- ◆ 適応外使用（適応症・用法・用量）の確認
- ◆ 投与日数を増やす場合
- ◆ PPI やビタミン類の長期処方時の確認
- ◆ その他、薬剤師が必要と判断した事項

各種問合せ窓口・受付時間

I. 処方内容に関する事項（通常の疑義照会）

受付時間：平日 8:30～17:15

TEL：045-641-1921（代） 各診療科・処方医

II. プロトコルに関する事項

受付時間：平日 8:30～17:15

TEL：045-641-1921（代） 薬剤部

FAX：045-662-8257（薬剤部直通）

e-mail：yakuzaiibu@yokohama.jcho.go.jp

2025年3月（第1版）

2026年3月 改訂（第2版）